

# 若手の会 会則

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、若手の会と称する。

第2条 本会は事務局を公益社団法人日本心理学会事務局内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、公益社団法人日本心理学会（以下学会という）に所属する若手の相互の連携を密にし、幅広い分野の研究・教育・応用の融合を目指すことで、その資質と技能の向上をはかるとともに、人々の心の健康と福祉の増進および将来の心理学分野の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会、研究会などの開催
- (2) 会報等、必要な情報の発信
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要と認められる事業

## 第3章 会員

第5条 本会の会員は、学会に所属する次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程もしくは博士課程に在籍中の者
- (2) 修士課程もしくは博士課程修了時から10年以内の者

第6条 入会を希望する者は、所定手続きを経ることとする。

第7条 退会を希望する者は、退会届を事務局に提出するものとする。

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 第5条に該当しなくなったとき
- (2) 学会員でなくなったとき
- (3) 除名されたとき

第9条 本会の会員は、「公益社団法人日本心理学会倫理規程」を遵守しなければならない。

第10条 本会会長は、次の各号の一に該当するような行為が認められた会員を学会常務理事会の承認を得て除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく傷つける行為を行った会員
- (2) 学会倫理委員会の審査の結果、倫理を逸脱したと認められた会員

## 第4章 組織

第11条 本会に次の役員を置き、幹事会を構成する。

- (1) 会長
- (2) 学術担当常務理事
- (3) 総務担当常務理事
- (4) 代表幹事 若干名
- (5) 幹事 若干名

第12条 前条の役員及びその業務は、当面の間、以下のとおりとする。

- (1) 会長は学会理事長とし、本会の事業を統括する。
- (2) 会長、学術担当常務理事、総務担当常務理事は、任期を当該職在任期間とし、本会の会員であることを問

わない。

- (3) 代表幹事は、幹事の中から常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- (4) 幹事は、本会の会員の中から常務理事会が推薦し、理事長が委嘱する。
- (5) 代表幹事および幹事の任期は、1期2年とし2期を原則とする。

#### 第5章 企画・運営

第13条 本会の事業の企画は、幹事会が行い、若手の会委員会に諮る。

第14条 本会の運営は、幹事会が行う。

#### 第6章 改正

第15条 本会則の改正は、若手の会委員会で検討し、学会常務理事会の承認を得るものとする。

#### 附則

- 1 本会則は2016年3月22日より施行する。
- 2 本会則の改正は、2016年5月29日より施行する。
- 3 本会則の改正は、2018年3月12日より施行する。